

## さが食育キャラクター利用取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、佐賀県（以下、「県」という。）が定めた別紙1に掲げるさが食育キャラクターを利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (利用承認の申請書)

第2条 さが食育キャラクターを利用しようとする者は、あらかじめさが食育キャラクター利用承認申請書（様式第1号）に必要な書類等を添えて、県に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) さが食育キャラクターの普及のため、県が利用を依頼する場合
- (2) 報道機関が、報道及び広報の目的で利用する場合
- (3) その他県が特に必要と認めた場合

### (利用承認)

第3条 県は、前条の規定による申請があった場合において、その内容が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を除き、さが食育キャラクターの利用を承認するものとする。

- (1) 県の品位を傷つけ、又は食育の正しい理解の妨げになる場合
- (2) 第7条に規定するさが食育キャラクターの利用上の遵守事項に従わない場合
- (3) 法令、公序良俗に反するとき、又はそのおそれのある場合
- (4) その他県がさが食育キャラクター利用について不相当と認めた場合

2 前項の承認は、さが食育キャラクター利用承認書（様式第2号）をもって行うこととする。ただし、さが食育キャラクター自体を商品として販売するものは、利用許諾契約書をもって行うこととする。

### (利用許諾料)

第4条 さが食育キャラクターの利用許諾に係る利用許諾料の算定基準は、次の表に掲げるところによる。

区 分	利用許諾料率
販売する商品	
さが食育キャラクター自体を商品として販売するもの	本体価格（売渡価格）の6%
さが食育キャラクターによって付加価値が生じる商品	本体価格（売渡価格）の3%
無償配付する商品・宣伝物 （企業名・商品名記載物）	無料
テレビ、新聞、雑誌広告	無料
カタログ、パンフレット、パッケージ、包装紙、紙袋、ポスター、カレンダー等印刷物	無料

上の表に掲げる以外の場合は、資産活用課長と協議のうえ事例ごとに決定するものとする。

2 さが食育キャラクターの利用許諾に係る利用許諾料は、前項の規定により算出した額に消費税及び地方消費税額を加算して得た額とする。

#### (利用許諾料の免除)

第5条 県は、次の場合は、利用許諾料を免除することができる。

- 一 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用に利用する場合
- 二 公共的団体において公共用又は公益事業に利用する場合及び食育の広報を主な目的として利用する場合
- 三 前二号のほか、特に知事が認めた場合

#### (利用許諾期間)

第6条 利用許諾期間については、2年以内とし、2年以上利用を希望する者は、再度、利用承認申請書の提出を要する。

#### (利用上の遵守事項)

第7条 さが食育キャラクターを利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 印刷物に利用する際は、原則として「さが食育キャラクターたべんぼくん」の表記を入れること。
- (2) マスコット（着ぐるみ）を利用する際は、「さが食育キャラクター」のシンボルキャラクターであることをPRすること。
- (3) 第2条第1項の規定による申請内容のとおり利用し、第3条第2項の規定による利用承認書又は利用許諾契約書の指示する条件に従うこと。
- (4) 別紙2に定める色、形等を正しく利用すること。ただし、やむを得ない事情により色、形等を変更する場合は、県に事前協議を行い、県の承認を得ること。
- (5) 利用の承認を受けた対象物の完成品のうち、その一つを完成後直ちに提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。

#### (申請内容の変更)

第8条 さが食育キャラクターの利用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめさが食育キャラクター利用承認変更申請書（様式第3号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、さが食育キャラクター利用変更承認書（様式第2号）又は変更契約書をもって行うこととする。

#### (是正指導)

第9条 県は、さが食育キャラクターの利用がこの規程及び承認の内容に違反していると認められるときは、すみやかに是正するよう指導することができる。

#### (承認の取消し、契約の解除)

第10条 県は、利用承認を受けた者が前条の指導を受けたにもかかわらず、なお利用を止めようとしな

いと認められるときは、当該承認を取り消し又は契約を解除することができる。

- 2 前項の利用承認の取消しは、さが食育キャラクター利用承認取消書（様式第4号）をもって行い、利用許諾の解除は、さが食育キャラクター利用許諾契約解除通知書（様式第5号）を交付することとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、その対象物を利用してはならない。

（弁明の機会の付与）

第11条 県は、前条の規定により当該承認を取り消そうとするときは、承認を受けた者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

- 2 弁明は、県が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下、「弁明書」という。）を提出してするものとする。
- 3 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。
- 4 県は、弁明の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、承認の取消しを受けるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - （1）承認の取消し内容及びその理由
  - （2）弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（補足）

第12条 この規程に定めるもののほか、さが食育キャラクターの取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。